黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザー	
額縁	
ごみ箱	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70％以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60％以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
リサイクルボックス	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70％以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60％以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ（フックを含む。）	
チョーク	【判断の基準】 ●再生材料が製品全体重量比で10％以上使用されていること。
グラウンド用白線	【判断の基準】 ●再生材料が製品全体重量比で70％以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断の基準】 ●主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100％であること。 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の25％以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ステープラー（汎用型）」とは、ＪＩＳ　Ｓ　6036の２．に規定するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー（汎用型以外）」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。

２　「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Ｚ式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

３　「バインダー」とは、ＭＰバインダー、リングバインダー等をいう。

４　「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

５　「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「２．紙類」の「⑵　古紙及び古紙パルプ配合率」による。

６　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

７　「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

８　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のＬＣＡ専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

９　文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

10　「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウエイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。

11　「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。

12　ダストブロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第１項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234ze）等。

13　ダストブロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第２項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

14　本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、ＣＤ、ＤＶＤ及びＢＤ用とする。

15　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年４月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

16　「ボールペン」については、卸売業者や小売業者等が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成28年度の１年間は経過措置とし、この期間においては、文具類共通の判断の基準を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

⑵　目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。